

（仮称）大手公園スケートボードパーク スケートボードセクション等
検討及び作成設置業務委託 仕様書

本仕様書は大分市が委託する業務の実施に必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

（仮称）大手公園スケートボードパーク スケートボードセクション等検討及び作成
設置業務委託

2. 目的

大分市中心部に位置する（仮称）大手公園スケートボードパークは、令和8年4月から供用開始予定であり、市民のスポーツ・交流拠点として幅広い年齢層による利用を想定している。

本業務は、利用者ニーズや安全性向上を踏まえたスケートボードセクション等の検討及び作成設置を行い、初心者から上級者までが安全かつ快適に利用できる施設環境を整備することを目的とする。

3. 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4. 施工場所

（ア）所在地

大分市府内町三丁目98

（イ）面積及び施設規模

別紙、平面図のとおり

5. 業務内容

本パークは大手公園スケートボード施設整備工事（令和7年10月2日開札）においてコンクリート舗装が整備される予定である。（1）～（7）のとおり、スケートボードセクションについて検討すること。本パークにおいては屋外施設となるため、雨などの影響により、ひび割れや反りなどが発生しないよう耐久性についても考慮すること。

（1）現地調査及び設計提案

- ・ 安全性・動線・難易度バランスを考慮したレイアウト設計
- ・ 初心者～上級者が共存できる構成の工夫
- ・ 全体平面図や配置図等の作成
- ・ 作成するスケートボードセクションや配置については、競技者からの技術的指導を受け反映すること。

（２）製作・設置

- ・ 提案内容に基づくスケートボードセクションの製作および現地設置
- ・ 材料は耐久性・安全性に優れ、屋外使用に適したものとする（例：耐候性合板等）
- ・ 設置するスケートボードセクションは可動式であること
- ・ 設置後は滑走面の平滑性・接合部の段差等进行检查のうえ是正すること

（３）既存スケートボードセクションの加工

- ・ AJSA九州アマチュアサーキット第3戦で使用したスケートボードセクション（特記仕様書参照）のうち、本施設のレイアウトおよび屋外環境に適合するように、形状加工、防水処理、補強等、必要な改修を適切に行い、安全性および耐久性を確保した状態で設置すること。

なお、当該スケートボードセクションは、次年度以降の大会等での使用を想定しているため、機能やデザインに影響を及ぼすような大幅な形状変更は行わないこと。

また、再組立・解体が可能な構造とすること。

（４）安全基準の遵守

- ・ 本業務において設置するスケートボードセクションは、利用者の安全を最優先に設計・製作・設置するものとし、次の各号に掲げる基準を踏まえ、安全性を十分に確保すること。
 - ① 構造の安定性及び強度については、使用材料の特性に応じて必要な厚み、支持部材、接合方法等を設定し、通常の使用において破損、転倒、変形等が生じない構造とすること。
 - ② 表面仕上げ、接合部、角部等については、利用者の転倒・接触時の安全性に配慮し、滑り抵抗、エッジ処理、ボルトの露出防止等を適切に行うこと。
 - ③ 自作又は現地製作によるスケートボードセクションの場合は、構造の安全性や使用材料の妥当性が確認できるよう、図面や写真等により内容を整理し、必要に応じて安全性の確認結果を示すこと。

（５）安全対策及び維持管理配慮

- ・ 設置作業中は仮囲いやコーン等を設け、第三者の安全を確保すること。
- ・ 完成後の定期点検や補修の容易性に配慮した構造とすること

（６）関係機関との協議

- ・ 本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、市及び受託者において行う役割を明確にし、その範囲内でそれぞれの責任において適正に処理するとともに、その内容を双方遅滞なく報告するものとする。

（７）運営体制の構築

- ・ 実施に当たっては、業務全体の責任者、各業務の担当者を定め、運営体制を構築す

ること。また、市との調整を緊密に行うため専属の担当者を置くこと。

6. 提出書類

受託者は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出しなければならない。

- ① 契約締結後
 - (ア) 業務計画書（業務方針、作業方法、作業工程等）
 - (イ) その他大分市が指示するもの
- ② スケートボードセクション等検討後～製作、設置等開始前
 - (ア) スケートボードセクション等の規格、仕様等（案）
 - (イ) スケートボードセクション等の提案書（平面図、配置図等）
 - (ウ) その他大分市が指示するもの
- ③ 製作、設置等完了後
 - (ア) 他パークにおけるスケートボードセクション等の保守、修理等の内容、費用等に係る事例集
 - (イ) 簡易的な修繕計画
 - (ウ) その他大分市が指示するもの
- ④ 業務完了時
 - (ア) 完了通知書
 - (イ) 成果物引渡書
 - (ウ) 請求書
 - (エ) その他大分市が指示するもの

7. 成果品

成果品は次のとおりとする。

- (ア) スケートボードセクション等一式

8. 業務の再委託

再委託は原則禁止とする。ただし、業務の実施にあたり、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合にあらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りではない。再委託により実施する事業がある場合は、提案内容に明記すること。

9. 著作権等の取り扱い

① 著作権の取り扱い

受注者は、本業務に関する成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合は、当該著作物等に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に発注者へ無償で譲渡することとする。

② 成果物の公表等

受注者は、施設の安全保護のため発注者の承認を得ずに、業務提案書及び設計図書等の成果物を公表できない。また、第三者への譲渡、貸与又は質権その他の担保目的に供することはできない。

③ 著作権の侵害防止

受注者は、作成した成果物が第三者の有する著作権を侵害しないことを保証する必要がある。

④ 特許権等の使用

受注者は特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工法等を使用するときは、その権利を損なってはならず、また、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

10. その他

- ・ 関係法令を遵守し、本業務を行うこと。
- ・ 受託者は、本業務を実施するに当たり、市との緊密な連携を図るとともに、随時進捗を報告すること。
- ・ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに市と協議すること。
- ・ 本仕様書に示す内容は主要事項であり、明記していない事項についても、当然備えるべき事項について要求内容に含まれるものとして提案書を作成すること。